

令和7年 第3回
教育委員会定例会会議録

令和7年3月10日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2655号
令和7年第3回定例会

日 時 令和7年3月10日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	鈴 木 令 奈
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	山 本 睦 美
	学 校 教 育 部 長	吉 野 達 雄
	教 育 長 室 長	野 上 宏
	図 書 文 化 財 課 長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 健

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	畝 目 雄 太

「議題等」

日程第1 請願

- 1 区立本村幼稚園に関する請願

日程第2 審議事項

- 1 港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

日程第3 報告事項

- 1 令和7年第1回港区議会定例会の質問について
- 2 港区海外留学支援検討委員会の検討結果について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和7年第3回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、中村委員にお願いいたします。

○中村委員 分かりました。

○教育長 よろしく申し上げます。

日程第1 請願

1 区立本村幼稚園に関する請願

○教育長 日程の第1「請願」に入ります。令和7年2月14日付で区立本村幼稚園に関する請願が提出されています。本日は請願者の方から趣旨説明の申出がありましたので、お受けしたいと思います。

○書記 それでは朗読いたします。

「区立本村幼稚園に関する請願」。請願の趣旨。「港区教育委員会の『令和7年度園児募集において、4歳児クラス入園希望者が10名に満たなかったため令和7年度の4歳児学級の編成はせず、令和7年度末を以て本村幼稚園は休園』の措置に対して、休園措置の取り消しおよび休園判断の条件適用への猶予期間の設置への請願を提出申し上げたくよろしくお願い申し上げます」。

「請願内容」。

1. 公表されている港区の人口推計（住民基本台帳、港区人口推計令和6年3月）では、今後小学校就学前の幼児人口の回復にはあと10年程度かかると見込まれており、現在が未就学児人口統計の底だと考えられます。そのため、現時点での園児数減少を理由にした休園の判断は性急で遺憾です。また現在展開されている『区立幼稚園魅力向上施策』の効果が港区民に広がる前の休園決定は、時期尚早ではないでしょうか。未就学児の遠距離登園は子どもの体力面においても交通事故や災害時のリスクマネジメントの面においても望ましくなく、各地域毎に一定数の園の確保が求められます。令和7年2月に決定された『本村幼稚園での令和7年度4歳児学級編制無し、令和7年度末を以ての休園』措置の撤回、園児数に基づく休園判断の条件適用への猶予期間の設置、および今後も園児数が減少する園が発生した場合でも現在の協定や規定にとらわれることなく、時代や区民ニーズに即した柔軟且つ『世界一幸せな子育て・教育都市』港区にふさわしい対応を求めます。

2. 東京都中央区泰明幼稚園の例に倣い、東京都教育委員会学級編制方針の柔軟な解釈が可能となりました。本村幼稚園において複式学級編制による3年保育の実施が実現可能な段階に進んでいたところ、港区私立幼稚園連合会の同意を得られなかったため、本村幼稚園での3歳児受入れの実施が白紙に戻りました。本村幼稚園は令和8年3月末を以て休園の運びとなるようですが、同園で

の3歳児保育実施に伴う休園解除ののち再開の実現についての積極的な検討と、引き続き私立幼稚園連合会との粘り強い協議を求めます。

3. 継続して可能な限りの手段で、該当年齢の子どものいる港区世帯に『区立幼稚園の魅力PR』を含めた効果的な広報活動を要望します。

朗読は以上です。

○教育長 ありがとうございます。それでは、請願者から請願の趣旨説明をお願いいたします。

○請願者 おはようございます、港区立本村幼稚園は、令和7年度の4歳児入園希望が10名以下だったため令和7年度4歳児クラスの学級編制を行わず、令和7年度は5歳児のみで運営、令和7年度末をもって休園という発表が教育委員会学務課からなされました。本日はこちらに関してのご再考の請願です。

2月28日の港区議会定例会区民文教委員会において本請願の審議が行われました。港区立幼稚園PTA連合会副会長、港区立三光幼稚園PTA会長松田氏からの、具体的かつおそらく区議会での請願史上類を見ない程に的確で心動かされる趣旨説明で明かされたとおり、区立幼稚園は例えば障害者に代表される定型・標準から外れている子どもたちの最後の受け口として成立しています。

支援が必要とされる子どもたちの中には、徒歩での通園に時間がかかったり、自転車通園が困難であることが多々あります。自宅近くに区立幼稚園があることこそが、その子どもたちの就学前教育の機会の保障を支える第一要因です。「この園は休園になったので隣の園に行ってください」という言葉が、その方々にとってどれだけ絶望的で救いようのない通知であるか、全ての子どもたちの教育に携わる皆様であれば想像に難くないことだと思います。自治体が手を差し伸べるべき存在の家庭の事情を全て、ごく少数の雑音であり、検討のらち外に置くことを仕方のないことだと処理し、まずは本村幼稚園においての休園措置を決定された港区教育委員会の実情を、区立幼稚園での幼児教育に非常に満足し、子どもを引き続き通わせたいと願う保護者として大いに憂えています。

港区では、区立幼稚園の魅力向上策を次々と打ち出している最中であると認識しています。区立幼稚園の魅力が区民、特に未就園児のいる世帯や妊産婦のいる家庭に届く前の休園判断については、非常に遺憾で疑問が残ります。本村幼稚園の休園はもちろんのこと、区立幼稚園そのものや充実した園庭やプールなどの設備、幼小連携をはじめとする優れた教育内容などが区民に知られることなく、区立幼稚園が選ばれにくい存在になっており、その状況を打破するべく始めた活動が数多くあります。

令和6年11月にホームページで公開されていた「幼稚園の適正配置」によると、園舎改築中の赤羽幼稚園と地域環境が特殊なにじのはし幼稚園では、個別の事情への配慮が必要と判断し、当該考え方を適用せずに柔軟に対応するとのことですが、基本的には入園希望者数が園の存続を決める要素です。

本村幼稚園の場合、令和6年1月に初めて、学務課さんより在園保護者に向けて休園の条件及び本村幼稚園がそれに該当していることの説明を受けました。その後協議を重ねて、一旦は、「複式学級編成をもって本村幼稚園での3歳児の受入れ開始を前向きに検討」との通知がありましたが、結

果、私立幼稚園連合会の同意を得られなかったということで、休園措置の条件の意思及びその適用がされると最終決定を頂いたのは令和6年10月のことでした。次年度の園児募集は11月から開始します。その短期間で十分な募集の告知ができた、子ども及び教育委員会ともに胸を張って言えるでしょうか。本村幼稚園休園決定までの一連の流れは、直接の担当でいらっしゃる学務課鈴木課長、中村係長はじめ関係者皆様方も残念で満足できないものであったと想像いたします。

今後も園児数を休園の要素としていく場合、区立幼稚園の休園はおそらく今後も繰り返し決定・実施され、いずれは区立幼稚園が淘汰される未来を許容していることになってしまいます。区長の会議での所信説明にあったとおり、世界一幸せな「子育て・教育都市」を目指して、障害があってもなくても保護者が安心して働き続けることができ、全ての子どもが健やかに成長できるあらゆる環境の整備において、区立幼稚園の恒常的な維持が必須であり、それを危うくする今回の本村幼稚園休園の決定は相入れないものであることが理解され、再考いただけることを切に願い、本請願への趣旨説明とさせていただきます。

○教育長 ありがとうございます。それでは、この件につきまして、請願者の方へご質問あるいは確認の点はございますでしょうか。

○田谷委員 今、非常に理路整然と趣旨説明をされまして、なかなかよく熟考されている内容だなと思いました。今、その中でも区立幼稚園と私立幼稚園の違いというものが出てきました。確かにそういう中では、学童や支援の必要な児童、海外の子女の問題とか、そういうものは私立幼稚園で完全にフォローできるのかというところが今のご発言の中にあったと思うんですけども、そういう解釈でよろしいですか。そしてまた、それ以外にも、保護者として私立幼稚園と公立幼稚園の役割の違いについてお考えになることがございますか。お聞かせいただきたいと思うのですが。

○請願者 おっしゃったとおりだと思います。区立幼稚園は、標準的な、いわゆる普通の集団教育でなじめるようなお子様はもちろんのこと、本村幼稚園の場合は再三訴えてきていたとおり、立地上、外国籍もしくは外国にルーツを持つ子どもが多数存在していて、言葉の問題もあって、いきなり大人数の園でなじめなかったり、保育園でちょっと辛い思いをしたとかいう子が集まってきている背景もあります。ほかの区立幼稚園の話聞いても同じような方もいらっしゃったり、本村幼稚園の場合だとちょっと人数が少ないというのが調べればすぐに分かることなので、人数が少ないところを逆に希望していて、次の4歳児の入園希望者数5名だったんですけども、その中には芝浦の方から本村を選択して通いたいという応募者の方もどうやらいらっしゃったようです。

そういう背景なので、先程請願で申し上げたとおり、定型・標準から外れた、いわゆるマイノリティに値する、それがどのような背景かは色々あると思いますが、そんなようなところの子どもたちのための受け皿であるというふうに区立幼稚園保護者は理解しております。

○田谷委員 おっしゃることはよく分かりました。小学校の話になるのですが、子どもが非常に減ってしまっていてということで将来どうなるんだろうと地元でも心配されていたところがあります。100人切った小学校がありましたから。ただ、それなども別のほかの魅力を出して、例えば白金の丘みたいに小中一貫校にするとかというような形で今人数が回復しているという方策も取れ

ている。ただ、幼稚園の場合は非常に難しいのと、エリアの幼稚園がなくなって遠くへ通わなければいけない。負担と言われていたけれども、今芝浦から通われているお子さんも、通おうとしているお子さんもいらっしゃるという話で、どうなのでしょう。通園する距離というのはやはり関係がありますか。

○請願者 あります。私自身の事情で言うと、私の娘を区立幼稚園に入れようとしたときも、直前に子どもが大病を患いまして、それで入院することになって、保育園に通っていたんですけども、ちょっと人数が多くて感染症の流行が顕著であるのかなと保護者自身が推察しましたので、人数の少ないところだともしかすると感染症のリスクが低いのではないかと想像したために、そこから3月の半ばまで入院していたので、その入院しているところぐらいから園探しをしたところ、本村幼稚園が人数がどうやら少なそうだと拝見したので、それで問合せをかけていって、園長先生との面談を受けたのは4月に入ってからでした。なので、そういう形で決める保護者も区立幼稚園の場合はあると。受入れが可能なので。私立幼稚園とかはそれは絶対にできないですね。たとえ入りたくても。

あと、距離の件ですけれども、当初私どもは港区の虎ノ門に住んでいました。一番近いのは赤羽だったのですけれども、赤羽もそのとき次の入園は8名ということで、本村だったらと思って本村まで、南麻布まで虎ノ門から自転車で、自転車通園オーケーだったので通わせてもらっていたんですけれども。やはり雨が降ったり、そういう天候の事情であるとか、あと暑さも夏になるとかなりきつくなってきて、やはり体力ともに、自分も働きに出ないといけないので送り迎えの負担とかもだんだん出てきたので、結局は10月に南麻布に引っ越しました。徒歩での登園が可能なところに引っ越すと。

そのような形で引っ越しをしてくるお子さんは下の学年にもいらっしゃいました。隣の園に通っていたのだけれども、本村に転園すると。ただ、隣の園であっても、その子はちょっと発達に特徴のあるお子さんであったので、自転車登園は無理だと。自転車の後ろに乗せると自分がまず見えない。その子どもを見えないまま後ろに乗せていて、後ろで子どもが身を乗り出したり物を投げたり、そういうことをしては自転車には到底乗せられないと。それで、結局麻布の方にお住まいだったんですけれども、結局南麻布の本村の近くに引っ越すと。

なので、どちらかをてんびんにかけなければいけないと思うのです。芝浦からももちろん通われるという方とか、私どものように虎ノ門から通うと。最初はそれでやってみる。まずは通えるんだったら通ってみると。ただ、だんだんやはり無理が出てくるのは事実です。ただそれが健常児においてもそうなので、それが例えば障害があったり何かで徒歩での通園さえものすごく時間がかかったり、先程のように自転車には到底乗せられないと。そうになると、雨の日ではタクシーで行くのかとか、そういうことになってくるので。

あとは災害時です。災害があったときにお迎えにすぐ行けるような距離にいないと、やはり保護者としてもちょっと不安があるのだということもありますので、そういうようなときを考えたりすると、例えば本村幼稚園は坂の上に立地しているのですけれども、その坂を下りたところに三光幼

稚園もしくはもうちょっと六本木の方に行くと南山幼稚園もありますが、雨の日に子ども、3歳、4歳の子どもの手を引いて、子どもに傘を差させて荷物を持って、それで坂をとことこ下りていくと。帰りは上って帰ってくると。そういうようなことは、健常児であればそのうち慣れるということもあるかもしれませんが、そこに少しでも何か特殊な事情が絡んでくると、かなり困難なことになると想像できます。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。距離の問題というのは今おっしゃるとおりだと思うのですが、人数が少ない魅力というのはちょっと難しいですね。人数が少ないから魅力あるということが。私の質問は以上でございました。ありがとうございました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 私自身も区立幼稚園に娘たちを入れているので、区立幼稚園の魅力というのは非常に感じております。請願書の中で3番目に『区立幼稚園の魅力PR』を含めた効果的な広報活動を要望します」というふうにご記載いただいているかと思うのですが、何かより効果的なPR方法が考えられるかというのを、もしありましたら教えていただければと思います。

○請願者 ありがとうございます。それは私どもの方でも、休園の条件に本村幼稚園が該当していると、ここからどうやってPRしていくかというようなところを学務課の皆さんとも話し合ってきた中で、なかなかすぐには「これが効果的である」というような策を打ち出すのはかなり難しい部分があったと思うのです。なので、そういうのは段階を経て、やはり何かしら時間はかかるものだと思います。まず周知をしなければいけないので。

ただ、私どもの方で幼稚園の、港区立幼稚園PTA連合会でもこの話はさんざんしてきて、9月に区立幼稚園PTA連合会と港区教育委員会の方の共催ということで講演会を行ったのですが、そこでかなり告知をして、結果50～60名の方がご参加いただいたのですが、そこで気づいた点もありました。区立幼稚園もしくは子どもの教育先を探していく中では、意外に皆さん早めにスタートしていると。なので、3歳児の保育が開始するので、だから3歳児の健診に募集要項を入れたらどうかと当初思っていたのですが、もう3歳児健診を受ける頃には皆さんもう大体行く先を決めていると。

それでかつ、これも今後幼稚園の検討委員会の方で話がされるかも分からないのですが、私立幼稚園の方が入園の募集が早いのです。なので、例年は、いわゆる私立に行かれなかった方々が区立も併願して区立に来るというような方もおられたと思うのですが、昨今の定員割れの状況で、その方々が先に私立幼稚園の手続を終えてしまって、もう入学のお金とかも払ってしまった以上は、一旦私立に行くかというような方もいらっしゃるようです。なので、まずはその未就園児の、本当に、私はどうかなと思っていたのですが、その講演会に来られた方々の反応とかを見ると、講演会に来られた方々の4割ぐらいの方はゼロ歳児のお母様だったのです。ゼロ歳時のお母様方が既に区立幼稚園の教育内容に興味を持っていると。

そうすると、ゼロ歳児もしくは妊産婦、お腹の中に赤ちゃんがいるときからの告知がもしかするとすごく効果的なんではないかと。その方々に対するアプローチは港区もされていて、妊産婦全員

健診とか、そういうものがあつたりとか、あと赤ちゃんを産んだ後に少し休めるようなサービスを開始したりしているので、そういうようなところの案内のところにもう入れ込んでしまう。区立幼稚園はこうなのですと。なので、早め早めが功を奏するというか、こちらが思っているよりももっと早くに、子どもが、未就園児の子どもにとってどういう教育が本当に必要なのかと。ただ、本当に何かの教育ということではなくて、遊びを重視した活動が大事なものであるというようなところも含めて訴えていくというのが効果的なのかなというふうに、私ども幼稚園PTA联合会の方では考えています。

○教育長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 請願の中に、地区ごとに一定数の園の確保が必要ではないかというご指摘がありまして、このことは我々教育委員会の立場から見てもそのとおりだとは思いますが、ただやはり一定数という、この「一定数」がどの程度なのか、その基準を決める際にどれくらいの通園距離が適切なのかというようなものがあると思うのです。それはもう、すいません、やはり実際に子どもを通して親の立場から見ないと、実感としては我々もなかなか分からないのですけれども。どうでしょう。取りあえず健常者を前提でいいと思うのですけれども、どの程度の距離が限界かなという感じででしょうか。

○請願者 それは、徒歩での通園を考えてという理解でよろしかったでしょうか。

○中村委員 取りあえずは徒歩ということで。

○教育長 徒歩ということです。

○請願者 ただ、今の条件というか、こちらが答えるご質問の中に、健常児を基にというふうにあったのですけれども、健常児で言うと、自転車通園が認められている園に関しては距離はもうちょっとフレキシブルというか囲えないのかなと思います。それで、そのご質問に当たって健常児を基にというような条件が言われること自体がちょっと違うのかなと。区立幼稚園が全ての方に門を開いている以上、健常児を基に、では例えば徒歩10分くらいですかねという答えをこちらから出しても、ちょっと違うのかなという印象があるのですけれども、いかがでしょうか。

○中村委員 そういうことであれば、健常児プラス何かハンディキャップを背負っている方も含めた幅と判断していただいて結構です。

○請願者 私が今こちらで1人しかいないということもあって、障害児の方々の通園、登園距離がどのくらいなのかというのは、そのお子さんによってかなり幅があると思うのです。ただ、近ければ近いにこしたことはない。その一例で挙げますと、港区立三光幼稚園PTA会長で、先日区議会での請願の趣旨説明に立った会長のお子様は障害をお持ちです。そのお子様に関しては、区立幼稚園が一番近接の園であったことと、あとは受入れをどこにもしてもらえなかったことから、もうそこ一択しかなかったのもそこに通うことになったけれども、療育の関係とかそのお子様への保護者による直接の補助が毎日必要であることとかを考えると、まず区立幼稚園が徒歩圏内ですよ。ど

のくらい近いのか私はちょっとご自宅を存じ上げないので何とも言えないのですけれども、障害が重い方とかに関しては、もう徒歩5分ぐらいが限界かもしれません。それで行ったり来たりすると、保護者がまずは行ったり来たり、かつそのお子さんも帰って準備して療育に出かけるとかそういうようなことを考えると、そのくらいなのかもしれません。もしくはもう小学校の学区が限界、もう本当に限界なのかなと推察します。

○教育長 よろしいでしょうか。

○中村委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○山内委員 請願のご説明ありがとうございました。今回、PTA連合会として色々議論をされて、おそらくこの問題もきっと長年色々な形で何度も議論されながらこの請願に至ったのではないかと思いますけれども、連合会の中でどのような議論があつてこの請願に至ったか、もう少し詳しく教えていただければと思います。お願いいたします。

○請願者 港区立幼稚園PTA連合会とは、本村幼稚園の保護者とほぼ同じ内容をずっと共有してまいりました。なので、当初、実感の経緯で行きますと2023年の12月に学務課さんの方から初めて、本村幼稚園の保護者に、私どもの幼稚園が休園の条件に該当していて、このままで行くと令和7年度の募集は停止して7年度末で休園になりますよというようなご案内があつたときに、区立幼稚園PTA連合会の方で話が共有されました。それで、「あ、それはちょっと困った事態だね」ということになりまして、2024年の2月にまずは陳情という形で区議会の方には上げました。

ですが、陳情だったので特にそこで採択というような話にはならず、その後お話がずっと引き続いていて、5月になったときに学務課さんの方から「3歳児保育の受入れ開始がもしかしたら現実的になるかもしれない」ということでまだ確定ではないということでしたが、区立幼稚園PTA連合会で共有していて、みんなも、ああ、やはりその3歳児のところが引っかかっていたかもしれないから、ではそれは様子を見ていきましょうというような形でずっと議論が進んでいたのです。

なので、2023年の12月に本村幼稚園に学務課さんの方から、その休園のお話を頂いたときに、初めて保護者の間で「え、休園というのが園児数によって決まるものなんだ」という認識がされました。なので、いまだに、在籍園の保護者までどこまで浸透しているかはかなり疑問の残るところで、今回の請願を出すに当たって、ほかの区立幼稚園の在籍保護者の方から「え、本村幼稚園休園になってしまうの」というような形で、園児数がそういう形で休園とか存続に関係しているのだというのを初めて知ったという方も多々いらっしゃいました。なので、今までずっと、ただ、初めて休園のお話が出たときにみんなもびっくりしつつ、10名なのかと。

それで、その2024年の3歳児の募集を蓋を開けてみると、例えば高輪幼稚園とかは4月に8名で始まったり、南山幼稚園も9名だったのかな。そういう形で始まって、そこに該当している園が2、3もう既にあつたのです。そうするとその方たちもすごく驚いてしまつて。そしたらその次の年に、自分たちも10名以下になったら、では自分たちも休園になってしまうのだというような形で、なので本村幼稚園のだけの問題ではないということがかなり広まって。

ただ、年度途中に高輪さんも南山さんも、おそらくは3歳児さんが10名を超えたはずなので、そこでちょっと「ああよかったね」というようなところなのですけれども、今後もうずっとこうやって「何もできないままだ入園募集の結果を見てドキドキする状態が続いていくの」というようなところで、皆さんそれは違うんではないかと。放っておいたらどんどん淘汰されていってしまうんだよというところの危機感はかなりみんなの中で共有していて、毎月理事会は開催されていて、スキップしたときもあったのですけれども、議題の中に、そのうちの半分ぐらいとか、もしくはかなり毎回このお話、「果たして本村さん、では今どうですか」みたいな形での共有はあった状況でして。2024年の学務課さんとの懇談会があったんですけれども、そこでのテーマも区立幼稚園の園児数減少に対することと意見交換ということで、教育委員会の方とは懇談を進めた経緯がありましたので、色々なテーマがあったんですけれども、一番ホットなテーマであったことは事実だと思います。

○山内委員 どうもありがとうございます。皆さん切実さをかなり共有されている中での請願だということがよく分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。予定していた時間、10時半になってしまいましたが、まだ時間は大丈夫でしょうか。

○請願者 まだ質問があるようでしたらお受けします。

○教育長 委員の皆さんは質問の方はよろしいでしょうか。

それでは、今回各委員の皆さんからも請願者の皆さんに色々ご質問させていただき今回の趣旨については具体的に伺いました。また、PTA連合会の皆さんからこのような内容の請願を頂いたことについては深く、そして重く受け止めてさせていただきたいと思います。

教育委員会では引き続き、保護者、そしてPTAの皆様とコミュニケーションを取りながら、ほかの幼稚園についても存続について心配という声を頂きましたので、そこについては周知も含めてしっかりとまた連携を取ってまいります。本日はどうもありがとうございました。

○請願者 ありがとうございます。

○教育長 それでは、この件について、皆さんの方から理事者の皆さんに何か確認等はございますでしょうか。

○田谷委員 改めてになるのですが、休園に関わる基準の策定経過、これをお知らせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○学務課長 本基準でございますが、幼児教育には一定の集団規模が必要であるという考えの下で、少人数が続く場合に行う経営判断が恣意的なものとならないよう基準として設けているものでございます。経緯でございますけれども、この募集停止の考え方につきましては、過去に学識経験者や公私立幼稚園代表者等によって区立幼稚園の適正規模ないし公私立幼稚園の格差是正等を論議する「港区幼稚園問題検討会」という会議体があったのですが、その答申等を踏まえまして、平成12年度に「区立幼稚園配置計画の見直し方針について」という決め事の中で教育委員会として定めたものとなってございます。

当初、平成12年度時点の考え方では「原則応募人数が2年続いて15人未満の場合に、2年目の時点で学級編制をしない」ということとしておりましたが、社会状況の変化、具体的にはほとんどの園で3歳児保育が行えていること、小学校においては学級が少人数化されていること、さらには就園率が減少しているといった情勢の変化を踏まえまして、令和5年度に「2年連続10人未満の場合に休止する」ということで条件を緩和する方向で改めたところでございます。また、この結果については、令和5年度に行った、令和6年度の園児募集で反映させているところでございます。こちら私立園側とも協議した結果、その緩和をしたというところでございます。

○田谷委員 幼稚園というのは、その該当する子どもにとって初めての集団生活になりますので、確かにおっしゃるように余り人数が少ないと集団生活の意味をなさなくなってしまう。では、5人でも4人でも、いや3人でもいいですよということになると、やはりそういう集団生活性を該当園児に教育していくのも必要なことだと思うので、そういう意味である程度問題ない園に集めていくのも必要なのかなと思います。

次の質問で、本村幼稚園で3才児保育を実施しないとした経過を、また改めてお知らせいただきたいです。

○学務課長 本村幼稚園の場合ですと保育室が2部屋しかないことから、3年保育の実施をする場合には2学年を同一の学級で運営する、いわゆる複式学級を設置することとなります。複式学級設置については、文科省の見解、具体的に申し上げますと「過疎地域や閉園前の経過的な措置として実施されている例はあるけれども、推奨はするものではない」という見解を踏まえまして、発達段階に応じた指導、適正な学級規模の観点から、推奨されるものではないとの認識がございました。そのため3歳児保育は困難と考えておりましたが、請願の中でもございました中央区での実施事例あるいはPTAの要望、陳情が出された際の議会意見等も踏まえまして、実施に向けた再検討を行ってございます。

しかしながら、私立幼稚園が存在しない中央区とは状況が異なりまして、港区の場合ですと公私立幼稚園が全体となって区民の幼稚園需要に応えることとしており、定員拡大については私立園の合意が必要となっている状況でございます。

また、3歳児人口自体が減少しておりまして、公私立幼稚園ともに園児数が減少する情勢下で区立園が3園、私立園が7園と配置され、集中している麻布地区では、本村幼稚園周辺の私立園において定員割れの園も出ている状況でございます。そのため、私立幼稚園連合会との協議が整わず3歳児保育を実施しないことといたしました。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 今後、効果的な広報活動をどのように予定されていらっしゃいますでしょうか。

○学務課長 保護者の方からの示唆も頂きまして、令和7年度の園児募集に向けては新たに、先程お話にもございました3歳児健診通知への幼稚園案内の同封であるとか、大使館、外国人向けのプ

ッシュ型の案内の実施、あるいは子育て関連施設における案内等を新たに行いました。これを今後さらに推進していくことを考えてございます。

また、より効果的な具体的な方法としましては、ただいま早期の周知活動が必要だというご意見もございましたけれども、子ども家庭支援センターが実施しているメールがありまして、出産、子育て応援メール。今後新たに、この中で幼稚園の動画配信等の周知を行っていくであるとか、あるいは現在も行っていますが、X、Facebookに加えまして、幼稚園保護者にユーザー年齢層に近いInstagramを活用していくことであるとか、あるいは園児募集ポスターのデザインの見直しなどを予定しているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 あともう一つ。先程あったように、応募の申込み時期の変更等の予定は、特に今はされていないでしょうか。

○学務課長 区立園の役割としては、私立園で入り切れなかった方々の受入れというところもございますので、時期的には現時点で変更する予定は考えてございません。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 請願の趣旨で、基本的にはやはり公立幼稚園というものの存在意義というか特徴、私立と違う部分というのを考えると、安易な廃園はすべきではないのではないかということが基本になっていると思うので、事務局として公立幼稚園の存在意義といえますか、それをどの程度勘案されているのか、そこらあたりをもう一回確認させてください。

○学務課長 社会の多様化が進む中で、請願の中でもお話にございました障害の有無、あるいは文化的言語的背景にかかわらずに誰1人が取り残されることのない社会の実現を目指していくことが社会課題となっているところでございます。そうした中、区民の信託を受け、公金により行政課題の解決に取り組む責務を担う、区として設置する区立幼稚園の幼児教育においては多様性を実現していく必要があると考えてございます。そのため、区立幼稚園では、区内の幼児教育の推進モデルとしての役割のほか、私立園のない地域の需要に応える役割、私立園に入園できなかった幼稚園希望者や低所得世帯の子ども、障害児、特別な配慮が必要な子どもなどを積極的かつできる限り受け入れる役割と責任があるものと考えてございます。

これらの我々の立場と役割については、私立園にも主張させていただいて一定の理解を得ているところではございます。一方で、園児数が減少する中で幼稚園需要に応えられる施策の検討が必要となつてございますので、この2月からは、幼稚園振興の具体的施策を検討するための、区民学識経験者を交えた公開形式の幼稚園教育振興検討会を設置してございます。公立園の存在意義を十分踏まえながら、例えば預かり保育であるとか、真に区民ニーズを捉えた幼稚園施策を本検討会において検討、運用していきたいと考えているところでございます。

○教育長 よろしいですか。ほかは、いかがでしょうか。

○山内委員 区立幼稚園の将来、対応というのは、将来計画も含めて考える必要があると思いますが、今、請願の中では、人口の推計についての言及がありましたけれども、今後幼児人口が増える場合、それがどういうふうに推計として見ているのか。当然推計にも幅を持って見る必要がありますけれども、その中で幼児人口が増加してきた場合に、では実際、区立幼稚園の不足にどう対応するのかということも含めて、どういう将来構想を考えているか少しお話しいただければと思います。

○学務課長 共働き世帯等の増加によりまして、人口に占める幼稚園児数の割合の減少が続いてございます。推計のとおり幼児人口が増加したとしても、増加分がそのまま幼稚園園児数に連動させていくためには、幼稚園ニーズあるいは魅力を高めていくといった課題と表裏一体の問題だと考えております。

人口増が園児数にそのまま連動したと仮定した場合ですけれども、幼稚園が不足する可能性につきましては、3－5歳幼児人口については適正配置方針が平成10年に定められたのですが、これ以降の推移としましては、令和2年度が最大値となっております。この時点で8,609人でした。ちなみに、この最大値時点での充足率、これは定員に対する園児数ですけれども、充足率が約71%となっておりますので、約3割の空きが生じる状況となっております。令和5年推計では、令和16年の時点で8,533人と見込まれております。ですので、令和2年度の人口最大時8,609人で約71%の充足率とすると、幼稚園不足に至る可能性は、推計上は低いことは考えているところでございます。

なお、人口の推移につきましては、毎年度港区全体の幼児人口の変動状況、あるいは園児数の動向も注視させていただき、地域的大規模開発といった想定外の人口変動への備えも万全なものとしていきたいと考えてございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山内委員 ご説明ありがとうございます。いずれにしても、推計はある意味で推計で、当然幅はあって、その少し上に振れる場合もあります。それからもう一つ、今お話があったように保育園のニーズと幼稚園のニーズというのはそれぞれのサービスの内容によっても動いてくる、変動するものでもある訳ですが、そういう意味では幼稚園ニーズをどうつくっていくか、あるいは適切な幼稚園ニーズに対応できるサービスをつくるかということも片方で必要で、いずれにしてもそういう変動に対して港区として対応できる余力をどう持っておくかということも必要だし、あるいは選択肢を持っておくかということも必要になりますけれども。その点で、休園後の施設というものをどういうふうに当面、活用しようとしているかということについてもお話しいただければと思います。

○学務課長 休園中は、地域的な行政課題を踏まえた他用途での暫定利用を検討してございます。例えばこちら本村地区の地域課題の一例でございますけれども、現在も本村幼稚園周辺では学童クラブ機能が不足している状況が生じております。具体的には「放課GO→ほんむら」「麻布子ども中高生プラザ」「南麻布学童クラブ」がある訳ですが、令和6年4月の入会申込みの段階で、合計で50人強の不承認児童が出るなど、定員に余裕がある状況ではない状況となっております。正式決定

については、今後庁内調整の上、行われることにはなりますけれども、こうした地域需要に速やかに応える施設として活用していくことになります。

○教育長 よろしいですか。ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、請願者のクォン様、時間をちょっと超過してしまいましたが、ありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

日程第2 審議事項

1 港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

○教育長 それでは、日程の第2「審議事項」に入ります。審議事項第1、議案第19号「港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、議案資料のNo. 1を御覧ください。「港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」ご審議をお願いいたします。資料の4分の4ページを御覧ください。改正の「審議内容」です。港区教育委員会の定例会開会日を毎月第2月曜日としているものを、毎月第2及び第4木曜日に変更するために、港区教育委員会会議規則の一部を改正することについてお諮りいたします。

改正の理由といたしまして、運営上の都合と資料にはございますけれども、月曜日ですと港区議会の常任委員会に当たる場合がございます。また、教育委員会では土日の行事等々もございまして、振替えを考えると、月曜日ということに教育委員会が当たってしまうということで職員の事務負担の軽減も図っていききたいと。このような運営上の都合もあり、開会日について常任委員会と当たらない曜日への改正が必要というふうに考えてございます。火曜日、木曜日と選択肢はあったのですが、週の後半に会議を設定することによって、その週の前半での教育委員会への十分な準備が可能となりますので、木曜日とさせていただきます。

「改正内容」は記載のとおり、第2月曜日から第2及び第4木曜日に改めるというものです。

「施行期日」は4月1日。4月の教育委員会からこのようにさせていただき、今は第2月曜日を定例会、第4の月曜日を臨時会として行っておりますけれども、こちら第2及び第4木曜日を定例会とし、これ以外に開催する委員会を臨時会というふうに称していききたいというふうに考えております。運用はこれまでと同様に、第2木曜日は参集での会議、第4木曜日についてはリモートでの会議を予定してございます。説明の方は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第19号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第19号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 報告事項

1 令和7年第1回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に、日程の第3「報告事項」に入ります。初めに、報告事項第1「令和7年第1回港区議会定例会の質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 報告資料No. 1を御覧ください。令和7年第1回港区議会定例会で行われました教育長答弁についてご報告をいたします。第1回定例会では、代表質問が21問、一般質問が14問ございました。そのうち主なものについてご報告をさせていただきます。

3ページを御覧ください。まず、自民党議員団・小倉りえこ議員の質問です。5「教育について」、(1)「子どもたちのための区立学校の在り方について」。その中での「区立学校の果たすべき役割について」の質問です。質問の要旨です。保護者の求めるサービスと公教育として果たすべき役割のバランスに変化がある時代だが、公教育は行政サービスなのか、教育長に確認します。

答弁です。教育は一般的な行政サービスとは異なり、人格の完成を目指し、心身ともに健康な国民の育成を期して、全ての子どもたちに平等に行う必要があるものと考えております。教育委員会では、全ての教育施策を子どもたちの成長を第一に考え、推進しております。こうした前提に立ち、子どもたちのさらなる健やかな成長のために、保護者のニーズや負担についても十分に検討しております。引き続き、区立学校に通う全ての子どもたちに充実した教育を行うことができるよう、努めてまいります。

続きまして4ページを御覧ください。同じく小倉議員の質問です。5「教育について」、(3)「区立学校における学用品について」。質問の要旨です。学用品の無償化に当たり、学用品を「個人で持つもの」から「学校・地域で共有するもの」に意識替えることも税金の使い方として注目してもよいのではないかと思います。配布するだけが無償化ではないことについて、どのように考え、取り入れることができるか、可能性を伺います。

答弁です。教育委員会では令和7年度から、児童・生徒が安心して学習に取り組むことができる環境を整備し、個々の能力を大きく伸ばせるようにするため、授業において一律に使用する全ての補助教材及び学習材料を公費負担とし、区立学校に通う全ての児童・生徒に支給する予定です。学用品の共有化については、学校における使用の状況等を把握した上で検討してまいります。

続きまして5ページ目。みなと未来会議・なかまえ由紀議員の質問です。17番「教職員の働く環境について」、「教職員の負担軽減について」のお尋ねです。質問要旨です。全ての区立小学校に、都費の事務職員だけでなく区費の事務職員も配置し、教職員の負担軽減を事務の面でも進めていきたいと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

答弁です。現在区費の事務職員は、配置基準を踏まえ学校に配置しています。さらに、教育委員会では、教職員が負担する事務業務の軽減を図るため、一般事務補助員やスクールサポートスタッ

フ等の会計年度任用職員を各学校の状況に応じて適宜配置することで、教職員が安定した学級運営に専念できる支援を行っております。引き続き、教育委員会では、学校の実態を把握しながら教職員の負担軽減に向けた支援を行ってまいります。

代表質問は以上となります。次に10ページを御覧ください。一般質問です。みなと未来会議・さいき陽平議員の質問です。「少子化に取り組む教育長の姿勢について」。質問用紙です。少子化という国難に教育長はどのように取り組む決意か、見解を伺います。

答弁です。教育委員会では、全国に先駆けて進めてきたGIGAスクールの取組や、英語科・英語科国際や海外修学旅行などの国際理解教育、進路支援講座「みんなとゼミナール」など、区独自の取組により区立学校教育の魅力と質を高めてまいりました。また、子育て世帯において教育費が負担と言われる中、昨年度から学校設置者として子どもに直接効果をもたらす給食費徴収ゼロを実施するとともに、令和7年度からは、児童・生徒が安心して学習に取り組むことができる環境整備のため、学用品等の無償化を予定しております。引き続き、港区ならではの質の高い学校教育を推進していくことで、保護者が安心して子どもを生み育てられる教育環境を整備してまいります。

最後に、13ページを御覧ください。港区れいわ新選組・森けいじろう議員の質問です。「全ての子どもが地域の学校で共に学ぶことについて」、(1)インクルーシブ教育を進めていくことについて。質問です。区は「子ども一人ひとりの違いを多様性と尊重し、未来を担う子どもたちを守り、育てていく」と考えておりますが、その実現のためにインクルーシブ教育をどのように進めていくのか、教育長の見解を伺います。

答弁です。現在、各学校では、通常の学級と特別支援学級の児童・生徒が、遠足や運動会などの学校行事を通して交流を深めるとともに、特別支援学級の児童・生徒が個々の状況に応じて通常の学級の授業に参加する共同学習を行っております。今後も、児童・生徒の思いや実態を踏まえ、様々な場面を通じて交流や相互理解を深められるインクルーシブ教育を進めてまいります。

報告は以上となります。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

2 港区海外留学支援検討委員会の検討結果について

○教育長 それでは次に、報告事項の第2「港区海外留学支援検討委員会の検討結果について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 港区海外留学支援検討委員会の検討結果がまとまりましたので、ご報告いたします。資料番号2番を御覧ください。検討の目的、背景でございます。今年度から教育委員会では、海外留学支援事業といたしまして、公私立学校の生徒さんを問わず対象といたしまして、将来の幅広い進路を見つけるきっかけづくりのためのセミナーを開催してまいりました。一方で、今後の区の海外留学支援策のさらなる展開を検討するために、学識経験者、留学経験者を交えた「港区海外留学支援検討委員会」を設置し、効果的な留学支援策を検討いたしました。

また、同じ時期にアンケート調査も実施をまいりました。「検討委員会で整理した現状・課題等」について、3点でまとめてございます。1点目は「海外留学に対する意識・語学力」ということで、保護者の方は比較的意欲が高いのですが、保護者に比べますとお子さんの意向が低い状況にあるというのが明らかになりました。また、子どもが海外留学をしたくない理由としては、「語学力に自信がないから」と回答した割合が一番高くなってまいりました。

次に「海外留学に関する情報等」ということで、海外留学に当たって課題として感じていることは、「海外留学に関する情報不足」、「社会情勢などの安全面」の回答が多いことから、情報に対するニーズが高いと感じております。また、海外留学に関する情報、相談に対するニーズというのが高くなっておりますから、そういったものに対応する必要があると考えております。

最後に、「海外留学に伴う費用面」、こちらについて、保護者は費用面を課題として考えている割合が高い状態にあります。区が実施する費用面の支援となりますと、将来にわたった一定の規模の財政面への影響が生じるために、財政負担の在り方、妥当性などについての整理が必要と考えております。

次に、2ページです。現状課題を踏まえまして、検討の方向性を3点まとめました。1点目は「海外留学のきっかけづくりや留学経験者との交流による海外留学の動機付け」ということになります。海外留学のきっかけづくりや動機付けを目的とし、海外留学を目指すに当たって具体的なイメージを持てる場の提供をまいります。

次に、「区民が海外留学に関する情報や相談等を安心して受けられる体制の支援」といたしまして、海外留学に関する情報や相談については、留学エージェントと言われる民間の事業者がございまして、それだけではなく区が関与する形での情報提供や相談のできる場を提供することで安心していただけるように努めていきたいと考えております。

3番目としまして、「子どもたちの海外留学を実現するための機会の創出」ということで、もう既に留学希望者が具体的な海外留学を実現する段階になった際に、本人が考えている進路に適切にアプローチができるような体制を整備すると。この三つの施策の方向性を今回まとめさせていただきました。

一方で、費用面については、ニーズが高いのですが、引き続き検討すべき課題としてまとめさせていただきました。その理由といたしましては、まず国が行っている海外留学者向けの給付型奨学金があるということ。そして、海外大学が奨学金制度を有しているという実態があること。そして、来年度から東京都が独自に海外留学の費用に対する支援を開始していること等々から、もう既に費用面の支援策というのは多々あるという状況にあります。そうした中で港区がさらに独自に支援するということについては、その支援の必要性等が課題になってくると思います。まずは、国や東京都、海外大学等が行う奨学金などの制度に関する情報提供、奨学金を申請する際のポイントなどを紹介した上で、区独自の支援の必要性、財政面を含む課題を今後整理していきたいと考えております。検討委員会は来年度以降も継続して行う予定ですので、引き続きの課題については改めてその状況を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

それでは、区を取組をイメージ化したのが下の図になりまして、方向性①、②、③で支援した児童・生徒さんたちが実際に海外留学を済ませてきたら一つのロールモデルとなり、また動機付けの役割を担っていただくような好循環を生んでいけたら、コミュニティを形成できたらというふうに考えております。検討の資料について、次のページ以降に「検討報告書」をつけておりますので、後程ご参照いただければと存じます。説明の方は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 この委員会の方向性のところで、「海外留学のきっかけづくりや留学経験者との交流による海外留学の動機付け」というところがまず最初に挙がっているのですが、この点を検討するに当たって、この交流委員会のメンバーの方々で十分なのでしょうか。港区では中学校の海外修学旅行は去年から始まったばかりですが、いわゆるオーストラリアへの派遣とかはもうだいぶ歴史もたっていますし、それまでに行った方々も相当な年齢にもなっていると思いますので、そういうまさに港区が実際に海外に派遣した方々の、委員のメンバーにしろとまでは言いませんが、そういう方々にアンケート調査を行って、「こういう制度があったらもっとよかったな」というような意見を収集してこの委員会でもんでもらうともっといい案が出てくるのではないかなと思います。

○教育長室長 ありがとうございます。まさに今おっしゃっていただいた、経験者を一つのいいロールモデルにして好循環を生み出していくという考え方をお示ししたのですが、今委員のご提案にありましたように、港区で経験したお子さんたちにもぜひご意見を伺う機会を求めているというふうに思っております。今回、そういった意味も含めまして、教育委員会事務局学校教育部の教育人事企画課長にも入っていただいたりもしていますので、そういった今のご意見を踏まえて情報収集してまいりたいと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員の皆様から、何かございますでしょうか。

○図書文化財課長 高輪築堤について1点ご報告をさせていただきます。高輪築堤5・6街区について、9月から12月に確認調査を実施しまして、11月25日には教育委員会終了後に委員の皆様にもご視察いただきました。この5・6街区について、先週3月5日の高輪築堤調査保存等検討委員会で、確認調査の結果を踏まえた検討委員会の見解というものが示されました。この見解では、改めて5・6街区について残存状況がよく文化財的価値が高いということに言及し、保護措置について現地保存を検討することを出発点とし、まちづくりと文化財の在り方について協議を開始することとしたいとしています。今後この見解を受けて、J R東日本の見解が示される見込みでございます。

なお、こちらの見解については、令和3年5月に現地保存を考慮した開発計画の策定を要望している港区教育委員会からの要望書と、趣旨は同様でございますので、検討委員会にオブザーバーとして参加している私から、「教育委員会の要望書についても改めてよろしくお願ひしたい」と検討委員会の議事録に残るように発言をさせていただいております。検討委員会の議事録と資料は公開ま

でに少し時間がかかりますが、教育委員会として要望書を発出していることもございますので、あらかじめご報告をさせていただきました。今後も状況は注視して、適宜ご報告させていただければと思っております。私からは以上です。

○教育長 ただいまの報告について、ご確認あるいはご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○中村委員 ここの5・6街区については、今、具体的なJRの、ここをどういうふうにして開発するかということに関する計画書、並びにその計画前段階の青写真の的なものみたいなものもまだ一切出ていないという、そういう理解でいいですか。

○図書文化財課長 はい。公になっているものは一切ございません。

○中村委員 やはり1から4街区のところでの対応の反省としては、その計画の前段階で区として、あるいは委員会としての意見をしっかりとJR側に認識をさせて、その認識を前提とした計画を立てさせるということだったのです。全て後追い後追いになってしまった。既成事実がつくられて、もう最低これしかできませんみたいな形でJR東日本に対応させてしまったので、もうそういうことがないように、ぜひ計画をつくる、JRが計画を立て上げる段階でしっかりそういう意思を反映させたことはやってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

○図書文化財課長 今中村委員におっしゃっていただいたようなことは、検討委員会の中でも委員長をはじめ委員の中からも再三言われていることですので、改めて今日委員会で報告をさせていただいて、教育委員会の中からももうそういうご発言があったということは伝えさせていただきたいと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。

○山内委員 まずは、教育委員会の要望書に沿って強く言っているということ、ありがとうございます。5・6街区についても近代史、鉄道史、土木史、産業史等々、非常に重要な遺跡だという認識があるということですけれども、今後その価値をどうきちんと広く理解してもらうかということも依然重要になってくると思いますけれども、そのときに日本の重要な歴史遺産だというだけでなく、世界レベルで見ても、世界の文明史の中で非常に重要遺構だということについての理解をどう広めるかということも重要だと思っています。

そういう意味では、世界の文明史の中で非常に貴重なものなのだという、価値のあるものだという視点もまた加えながら説明できるようにお考えいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○図書文化財課長 まさに国の史跡として指定されているところが、そういう趣旨も含まれていると思いますので、改めてそういったご意見も頂いたということは伝えさせていただきます。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、これもちまして本日の日程は全て終了いたしました。次回は臨時会を3月26日水曜日、午前を予定しております。本日は皆様、お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博